

回 答 書

件 名	西区・中央区土木センター電話設備通話録音装置等賃貸借（長期継続契約）		
質問書提出期限	令和 8 年 4 月 16 日	開札日	令和 8 年 4 月 21 日

本 市 回 答 欄

Q 1 本件は賃貸借期間満了時に物件を貴市へ現状有姿の状態が無償譲渡する所有権移転リースなのでしょうか。それとも物件の返却もしくはリース料月額の 12/10 の年間再リース料での利用ができる所有権移転外ファイナンスリースなのでしょうか。さらに、所有権移転リースの場合物件の固定資産税は免除、所有権移転外ファイナンスリースの場合物件の固定資産税はリース会社の負担と考えてよろしいのでしょうか

A 1 所有権移転外のファイナンスリースとなります。
固定資産税についても、お見込みのとおりです。

Q 2 本件の賃貸借対象機器には動産総合保険を付保するのでしょうか。もし、付保する場合地震や騒乱は補償対象外の、リース期間の経過年数に応じ補償額も逡減する通常の動産総合保険（時価）でよろしいのでしょうか。さらに、物件中ライセンスにも動産総合保険を付保するのでしょうか。それともソフトウェアの破損は保守による対応のため付保の必要はないとお考えでしょうか。

A 2 賃貸借物件等が壊れた際にご対応いただければ、保険の内容は問いません。

Q 3 仕様書 1 2 その他の留意事項ウにあります契約保証金の免除について、「過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約」とは、2024 年度（2024 年 4 月 1 日）～2025 年度（2026 年 3 月 31 日）の間にリースが満了している契約でしょうか。それとも 2024 年度～2025 年度に契約を締結している実績であれば問題ないでしょうか。

また、保険会社の履行保証保険を使用する場合、保証期間は賃貸借開始日からでしょうか。それとも契約日からの保証でしょうか。

A 3 契約日前に履行が完了しているものが対象となります。
履行保証保険の保証期間は、契約日から履行期間の終期となります。

Q 4 所有権移転外ファイナンスリースの場合、物件返却時に機器を1か所に取りまとめていただくことは可能でしょうか。また、パソコンのデータ消去をする場合、物理破壊ではなく引き揚げ後にソフトを使用して消去し、後日データ消去証明書を提出する方法でよろしいでしょうか。

A 4 1か所まとめ置きは可能です。データ消去に関しましてはお見込みのとおりです。

Q 5 本件件名には西区・中央区土木センターとの記載がありますが、賃貸借対象機器は蓮台寺の西区・中央区土木センターのみと考えてよろしいでしょうか。

A 5 お見込みのとおりです。

Q 6 賃貸借料のお支払方法は、当月分を翌月初に請求書発行し月末までにお振込いただく形でよろしいでしょうか。

A 6 お見込みのとおりです。なお、当方の支払いは、適法な支払請求を受けた日から30日以内に行います。

Q 7 仕様書11に、受注者は保守を他のものに委託する場合は、あらかじめ書面により本市の承諾を得ることとありますが、保守業者に再委託する場合、事前に再委託届を提出するのでしょうか

A 7 再委託をする場合は、契約締結後、再委託届の提出をお願いいたします。

Q 8 国際環境の緊張からサプライチェーン混乱の可能性があり、受注者の責によらない事由により機器納入に遅延が生じる場合、指名停止や遅延違約金は発生せず、賃貸借開始日延期などの協議に応じていただけますでしょうか。

A 8 個別事情により協議いたします。